	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
送電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
変電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
配電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
業務設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
建設仮勘定												
	水力発電設備											
	火力発電設備											
	新エネルギー等発電等設備											
	送電設備											
	変電設備											
	配電設備											
	業務設備											
合　計												

（記載注意）

１　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

（１）　固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

（２）　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

（３）　償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨

（４）　送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

２　必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。